

＜参考＞

P T 提 言

- 賃料支援 P T
- 学生支援 P T
- 雇用調整助成金 P T
- 企業等への資本性資金の供給 P T
- マイナンバー P T

テナントの事業継続のための家賃補助スキームについて

令和2年5月8日

与党賃料支援PT

新型コロナウイルス感染症は我が国経済社会に未曾有の困難さをもたらしている。この未曾有の困難に直面して求められることは、雇用を守り生活を守ることである。このためには、企業・事業の存続・継続が何よりも重要である。

突然の需要蒸発により売上高の急減に晒されている多くの企業・事業者の存続・継続のためには何よりも固定経費負担を減らす政策が求められる。

令和2年度補正予算では、無利子・無担保融資の民間金融機関への拡大、企業・事業者への前例のない現金給付としての持続化給付金等が盛り込まれたところであり、先ずは、これらを迅速に届けなければならない。また、固定経費の中で大きな割合を占める家賃については、固定資産税減免を活用した賃料減額・支払い猶予等の民間における努力を促していく必要がある。

その上で、緊急事態宣言が延長される状況の下、事業の存続・継続に対する一層の安心感を国民に届けるため、家賃について、自助、共助、公助のバランスの取れた更なる対応を講じるよう、以下のとおり政府に求める。

記

1. ハイブリッド型の家賃補助制度の創設

以下のとおり、政策融資（公庫融資、制度融資）と新たな「特別家賃支援給付金」のハイブリッド措置により家賃補助を実施すること。

- ① 無利子・無担保の日本政策金融公庫、民間の制度融資を家賃向けに積極化することで、迅速にテナントの家賃負担への支援を実施（無利子・無担保融資については、新規融資のみならず既融資についても対象とする）。
- ② 同時に、売上げが大幅に落ち込むなど特に厳しい状況にある中堅・中小企業者・小規模事業者・個人事業主のテナントに対し、「持続化給付金」に加え、無利子・無担保融資の元本返済にも活用できる「特別家賃支援給付金」を給付。これにより、当該者の家賃負担を軽減する。「売上げが大幅に落ち込む」の判断にあたっては、持続化給付金の単月50%減の基準を前提に、3ヶ月で30%減など基準の拡大を検討。「特別家賃支援給付金」の給付額は、自助・共助・公助のバランスを確保するとともに地方の取組みを阻害しない観点から、以下のとおり、家賃の一定割合とし、給付上限を設定のうえ、年内の半年分の家賃について助成。

	給付率	給付上限
中堅・中小企業	2 / 3	50万円／月
個人事業主	2 / 3	25万円／月

- ③ 給付にあたっては従前の賃貸借契約書（家賃額、契約期間）を確認の上、家賃への使用を確保しつつ、複数月分をまとめて支給するなど、実務面で簡易な方法とする。
- ④ 政府は、上記家賃補助の計算方法等の詳細設計を行った後、早期に実施の意図表明を行うべき。

2. 地方創生臨時交付金の拡充と地方での独自の取組みへの支援

家賃の支援などテナントの事業継続のため、多くの地方自治体が、①賃料の支払猶予・減額を行ったオーナーに対する支援、②賃料支払いの困難に直面するテナントに対する支援など、様々な対策を実施している。

賃料水準やオーナーとテナントの関係など地域の特色を踏まえた場合、地方自治体によるきめ細やかな独自支援を1.の国の家賃支援と組み合わせることにより、質量ともにより充実した支援が可能であり、テナントの事業継続のための地方の取組みに対して地方創生臨時交付金を拡充して国として支援を行うこと。

3. 賃貸借契約の維持への取組み強化

- (1) 政府として、賃貸借契約の維持に資するよう、新型コロナウイルスの影響に伴う経済的困難さを踏まえ、テナント、オーナー双方が、パートナーシップ・信頼関係の維持・強化を図りつつ、固定資産税軽減等を活用した賃料支払いの猶予あるいは減額等に関し、誠実な交渉に努めるよう求めること。
- (2) 最高裁判所のこれまでの判例によれば、新型コロナウイルスの影響により、一定程度の賃料不払が生じても、不払の前後の状況等を踏まえ、信頼関係※は破壊されておらず、契約解除（立ち退き請求）が認められないと考えられる。先ずは、この民法解釈の考え方をオーナー側及びテナント側双方において確認するよう、政府において周知を行うこと。

※ 日本の民法の解釈では、賃料不払を理由に賃貸借契約を解除するには、賃貸人と賃借人の信頼関係が破壊されていることが必要。

4. 金融機関への柔軟対応の要請

政府は、金融機関に対して、家賃支払いの困難に直面している企業・個人事業者に対して、既往債務の減免・返済猶予等の条件変更等を迅速かつ柔軟に実施す

べきことを再度周知すべきである。また新規融資については、今般の無利子・無担保の政策金融や民間の制度融資の措置を実施していることから、迅速かつ柔軟に積極的な融資を行うよう求めること。特に、多数の店舗を運営する中堅・大手の外食産業等にあつては、事業の継続のため相当規模の融資が速やかに実施される必要がある。

また、オーナーに対しても同様に条件変更等に柔軟に対応するとともに、特に、テナントに対して家賃の減免・支払猶予等に応じている場合には、金融機関として、当該家賃の減免・支払猶予等の期間について、融資の減免・返済猶予等の条件変更等を迅速かつ柔軟に行うよう強く要請すべきである。なお金融機関の取り組みを後押しするために、金融庁検査においては条件変更された当該融資の格付け維持を認めることが重要である。

(以 上)

経済対策に関する重点事項

【学生支援プロジェクトチーム】

○ 困窮学生に対する大学を通じた授業料等軽減措置への緊急支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的事情が急変し学業継続に困難をきたしている困窮学生への対応としては、本年4月から始まった高等教育の修学支援新制度において支援していることに加え、本PTとしては去る5月12日に、第一次補正予算の予備費を活用した新たな「学生支援緊急給付金」を創設して対応することを緊急提言したところである。

こうした取組に加え、現在、学生の学びに責任を有する立場にある大学が、その自律的な判断によって経済的な理由による授業料等の軽減措置を講じている状況が見られ、こうした大学の主体的な取組について、学生の継続的な学びを保障する観点から、国としても以下のような考え方にに基づき緊急支援を行うことが必要である。その際、設置者の違いや大学の経営状況の違いによって困窮学生に対する支援にバラつきが生じることがないように、必要な措置を講じること。

なお、本PTにおいて検討・提案してきた支援策を含め、学生に対する様々な支援策については、学生一人一人に迅速かつ確実に情報が行き渡ることが重要である。支援を必要とするすべての学生にあまねく周知されるよう、政府に対しては、従来の情報提供方法にとらわれず、SNSの活用など学生の立場に立った新たな周知の在り方を含め、周知徹底に取り組むことを強く求めたい。

- 1 支援対象学生は、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的理由により学業の継続が困難となっている学生（大学院生・留学生を含む。）とすること。
- 2 困窮学生に対してスピーディーに支援を行う観点、各大学や学生の実態に応じた有効な支援を行う観点から、各大学が独自に実施する授業料減免制度を活用して行うこと。その際、各大学における既存の授業料減免制度の活用のみでなく、学生の実情等を踏まえ困窮学生に対して新たに創設した授業料減免制度も対象とすること。
- 3 対象となる学校は国が所管する大学・短大・高専とすること。また、公立大学及び専門学校については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等による積極的な対応を図るよう都道府県に対し周知徹底を行うこと。
- 4 家計急変の要件としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援する公的支援の受給証明書の提出によって認めるなど、学生

の立場に寄り添った方法でスピード感をもって運用するものとする。

- 5 今回の支援は学生の支援を目的とするものであり、設置者の違いや大学の経営状況の違いによって対象となる学生への支援にバラツキが生じないように、私立大学については補助率3分の2への引き上げを検討すること。
- 6 事業規模については、学生の実情を最もよく知る立場にある大学等のニーズを政府において的確に把握のうえ、支援が必要な学生にしっかり支援がいきわたる規模とすること。
- 7 各大学が上記の授業料減免制度を積極的に行う場合で、仮にこれらの事業を実施するうえで経費が足りなくなることがあれば、国立大学法人運営費交付金の前倒しや私学事業団無利子融資などについても活用すること。
- 8 各大学においては、今回の授業料減免策を含め、各種の学生支援方策が、必要とする学生に確実にいきわたるよう、きめ細かな対応のできる体制を整えるとともに、各支援方策の運用においては学生の立場に寄り添った対応をすること。

(参考意見)

○ 学生の学びの保障

新型コロナウイルス感染の第二波、第三波への備えとともに今後の社会全体でのデジタル化の展開を見据え、必要な全ての大学・高等専門学校・専門学校等において、質の高い遠隔授業が実施できる環境を早期に構築できるよう、通信環境が十分でない学生への支援を含め支援措置を拡充すること。

○ 大学病院の総合的支援

新型コロナウイルス感染症診療に必要な人工呼吸器、簡易陰圧装置など必要な医療機器等の整備や医療従事者が安全・安心に診療に専念できる環境の整備をスピーディーに支援すること。また、第一次補正予算において創設した「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、その拡充を図るとともに、同交付金による支援が新型コロナウイルス感染症の影響により経営基盤が弱体化した大学附属病院に対しても確実に措置されるようにすること。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応により弱体化した大学の経営基盤が破綻しないよう国立大学法人運営費交付金の前倒し支払い、国立大学の短期借入の借換えの弾力的な取扱い、私立大学への無利子融資など総合的な支援を行うこと。

以 上

雇用調整助成金プロジェクトチーム提言

令和2年5月18日

自由民主党政務調査会

雇用調整助成金プロジェクトチーム

新型コロナウイルス感染症の流行による経済活動の自粛と、これに伴う労働者の休業が広がり、将来に向けての不安も増している中、「雇用を守る」、このための支援の継続と強化を図ることは、今最も求められている我々の役割であり、雇用調整助成金はこのために欠くことのできない支援策である。

4月23日には、雇用問題調査会が厚生労働大臣に緊急提言を行い、同提言を受けて助成率の引上げや手続きの簡素化が行われてきたところである。

しかし、雇用調整助成金については、今なお大きく2点、支援の額や手続き等について課題が指摘されている。

すなわち、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために休業が広範囲に長期化する特別な状況の中で、労働者の生活安定に配慮した水準の休業手当の支払いを実現するためには、助成率だけでなく上限額も引き上げないと事業主の負担が重く、インセンティブとして不十分だという点が第一である。

また、手続きの簡素化は必要不可欠であるが、一方で申請に熱心でない事業主、休業手当を支払っていない事業主の存在は否定できず、そのような事業主に雇用されている労働者には支援が届かないという点が第二である。

これらの課題に対処すれば、持続化給付金などと相まって、中小企業を中心とする我が国の雇用維持支援策は先進諸国の中で最も充実したものの一つとなることができる。

一層の簡素化、迅速化をすすめるとともに、支援額の増額をはじめ、残された課題を今こそ解決する。企業が雇用調整助成金を活用して雇用を守る、そして、個々の労働者にしっかり支援が届く、これを実現すべき時であり、以下、提言する。

- 1 雇用調整助成金の上限額は現在 8,330 円となっている。これについて、一般財源を投入することにより、標準的な賃金水準や諸外国の例も踏まえ、15,000 円（月額 33 万円）程度の水準とすること。
- 2 大企業であっても、雇用保険二事業を財源として、同水準の増額を実現すること。
- 3 あくまで雇用調整助成金を活用し、雇用維持を図ることが原則であるが、企業の支払能力等を考慮し、中小企業が雇用調整助成金を活用できない場合であっても労働者が支援を受けることができるよう、一般財源も投入することにより、労働者に直接支援する仕組みを新たに設けること。給付率は休業前賃金の 8 割とするとともに、上限額は雇用調整助成金の月額水準とあわせ、月額 33 万円程度となるようにすること。

また、雇用保険の被保険者以外についても、簡素な仕組みによって対象とすること。

4 3の仕組みについては、労働者が容易に申請できるよう、事業主に休業の事実や賃金額等を求める等、早期に手元に支援が届くよう、わかりやすく、簡素なものとする事。また、休業手当との重複が生じないようにするなど制度の趣旨に沿った給付が行われるようにすること。

5 これらの対応は、緊急事態宣言が発出されて経済活動の自粛が行われ、経済活動が停止し、多くの労働者が休業を余儀なくされる等の例をみない厳しい状況に鑑みた特例的な措置であることから、明確に期間を定めて実施すること。

6 さまざまな機関とも連携し、制度の周知徹底、丁寧な説明に努めるとともに、ハローワークにおいてスピード感をもって相談や支給が行えるよう、支援に必要な行政体制の整備に万全を期すること。

なお、今後の雇用情勢の動きには引き続き細心の注意を払い、新型コロナウイルス感染症の防止対策が図られる中で働きやすい環境を整備するとともに、失業した際の再就職支援が適切に行えるよう、雇用調整助成金以外の経済・雇用対策についても万全を期すること。

(以上)

企業等への資本性資金の供給に関する提言

令和 2 年 5 月 1 8 日

自由民主党政務調査会

企業等への資本性資金の供給PT

- コロナ禍による企業の手元流動性の問題について、政府はこれまでの経済対策において総額 45 兆円の資金繰り支援策を用意するなどの措置を講じてきた。その速やかな執行がまずは求められるが、需要の蒸発が発生している現下の経済情勢を考えると、この先、流動性（リクイディティ）だけでなく、収益の急激な悪化を伴う財務の健全性（ソルベンシー）の問題が顕在化する可能性も想定しなければならない。そのため、政府は融資とともに資本支援を通じて企業のバランスシートを改善することによって、コロナショック下の事業の継続性を担保していくとともに、ポストコロナにおいて企業が新たなビジネスモデルを構築し反転攻勢を狙う道筋をつけていく必要がある。
- バブル崩壊やリーマン・ショックと異なり、今回の経済問題が金融市場に端を発するのではなく、実体経済から直接影響が表れ、また大企業から中小企業に至るまで広がっていることに鑑み、中堅・中小企業向けの資本支援体制の整備にも万全を期す必要がある。また、近年更に重要性を増す経済安全保障の観点から、我が国にとって欠かせない技術等を有する企業を防衛するための資本性支援も考慮すべきである。
- このため、本来であれば、日本経済にとって重要な企業、地域経済にとって重要な企業等に対し、交付国債等を活用し数十兆円の枠を確保し、劣後債、劣後ローン、優先株等を供給する新たな制度を構築しなければならない。ただ、新たな制度を創るためには新たな立法も必要であり、それなりの時間が必要なことも事実である。
- 政府としては上記の新たな制度の検討作業を早急に進めるとともに、大きな法改正が必要でない既存制度を活用し、当面、市場に安心感をもたらすとともに、大企業から中堅・中小企業まで満遍なく対応できるよう、資本性資金も含め少なくとも 10 兆円を超える規模の資金枠を追加で確保することが必要ではないか。具体的な方策は以下の通り提言する。

- 中小零細事業者については、持続化給付金や特別家賃支援給付金等の助成金、日本政策金融公庫や民間金融機関による無利子無担保融資に重点を置き事業継続を支えるべきである。さらに、個々の事業者の事情に応じて、日本政策金融公庫の資本性ローンの条件を柔軟に変更した上で資金枠の確保に努めるべきである。
- 中堅企業や比較的規模の大きい中小企業については、中小機構（中小企業再生ファンド・中小企業経営力強化支援ファンド）や地域経済活性化支援機構（REVIC）が大きな役割を果たす。全国的に多数の案件が発生した場合にも対応できるよう、資金枠の大幅な拡充だけでなく、中小企業支援協議会や法改正も含む REVIC の機能強化を通じ迅速な対応を可能とする人員・体制整備を図る必要がある。
- もっとも、企業等への資本支援は専門家による出口に向けた経営支援とセットであることを考えると、公的機関だけでなく、ノウハウをもつ再生ファンド等や被支援企業と接点のある民間金融機関の協力は欠かせない。そこで、三者の更なる連携を促すべく、出資比率や手続き等で既存のファンドを大幅に改良し、新型コロナの影響を被る事業者がファストトラックで資本支援を受け事業再生を図りうる新スキーム（「新型コロナ危機克服ファンド（仮）」）を検討すべきでないか。
- 中堅・大企業については、資金繰り支援だけでなく、資本性劣後ローン、優先株、DDS（デッド・デッド・スワップ）や DES（デッド・エクイティ・スワップ）などの多彩かつ柔軟性のあるメニューを官民が連携して用意すべきである。その際に、政策投資銀行（DBJ）、商工中金、REVIC、産業革新投資機構（JIC）などが適切に役割分担し、事業再生と V 字回復期の成長支援の両方を行えるよう、既存の仕組みの大胆な拡充や柔軟な対応が必要である。また、ニーズの大きい DBJ と商工中金の劣後ローンは東日本大震災時を参考にメニューに追加・大幅拡充すべきである。
- 資本支援と融資が相乗効果をもたらすためには、民間金融機関が積極的に融資を行えるよう監督行政においても工夫が必要となる。具体的には、個別の資産査定において新型コロナウイルスの影響が一時的であることや緊急経済対策の効果が期待されることを勘案した評価をする点や、十分な資本的性質が認められる借入は負債でなく資本とみなす取り扱いを

明確にしていく点を金融当局に求める。また、わが国の金融システムの健全性を将来にわたって確保するため、金融機能強化法改正も含め、地域金融機関の機能を強化するための方策が必要である。

- これらの支援策は一種の天変地異への対応であり、市場に「転ばぬ先の杖」があることの安心感を与え、危機を未然に防ぐことを何よりも優先する。そのため、必然的に規模の大きなものになることが想定されるが、意図せず市場に憶測を呼び市場の不安心理を刺激することがないように、政府には丁寧な市場との対話を求めたい。また、何よりも迅速で果敢な対応が必要であるため、過度な経営者責任や事前の細かな要件は求めないが、支援の際には、経営者報酬、自社株買いや配当等の社外流出を防ぎ、国民の理解を得る努力は欠かせない。

以 上

マイナンバー制度等の活用方策についての提言

―「平時の便利、有事の安心」暮らしを支える社会インフラに―

令和2年5月19日
自由民主党政務調査会
マイナンバーPT

【提言のポイント】

【利用者目線に立った速やかな改善・広報の強化】

- 特別定額給付金のオンライン申請の増加に伴う窓口混雑と処理遅延の速やかな解消のためのシステム増強、UI（ユーザーインターフェイス）/UX（ユーザーエクスペリエンス）の更なる改善、国民目線に立った分かりやすいQ&Aの作成・周知広報に取り組む。

【緊急時に速やかな給付を行う口座登録制度の創設】

- 緊急時等に国がマイナンバーを利用した迅速かつきめ細かな給付を実現するため、本人同意で預貯金口座を登録できる議員立法の制定を目指す。

【マイナンバーカードの多機能化】

- マイナンバーカードの多機能化や暗証番号の代わりに生体認証を活用できる仕組みなどを検討する。

【さらなる給付の迅速化・効率化に向けて】

- 緊急時等の給付や大相続時代の対応における口座の管理をより効率化するため、国民生活の利便性向上と安心の観点から、マイナンバーの口座紐づけの義務化を目指し、政府に令和2年中に結論を得るよう要請する。

- 今回の特別定額給付金の支給にあたっては、マイナンバーカードを活用したオンライン申請により迅速な支給が実現し、国民のマイナンバー制度の関心・期待も高まっている。しかし、マイナンバーカードを保有しない多くの国民にとっては依然として郵送手続きにより支給の遅れが目立ち、また、マイナンバーカードによる申請においても様々な課題や隘路も明らかとなっている。まずは、その解消に向けて、政府は予算措置も含め速に対応すべきである。
- 新型コロナウイルス感染症対応下での更なる生活支援や事業者支援のため、あるいはV字回復期における経済対策として、給付施策が再び実施されることも想定し、今回の反省にたって、迅速かつ簡便に給付できる仕組みを準備しなければ

ばならない。そのためには、マイナンバーカードの普及を確実に推進するとともに、マイナンバーそのものも必要に応じて活用することも念頭に置き、法制面・システム面での必要な措置を講じる必要がある。

- また、将来的には、金融機関の預貯金口座すべてをマイナンバーと紐づけるなど、国民生活をより便利により豊かにする社会インフラを整備するという観点から、マイナンバー制度の積極的な利活用を推進することも求める。
- 上記の観点に立ち、マイナンバー制度およびマイナンバーカードの活用方策等について、新型コロナ危機における様々な対応を念頭に置き、速やかに実現する。また、暮らしを支える社会インフラとして必要な検討をさらに深め、準備を前倒しし実現を図るため、次のとおり提言を行う。

1. 速やかに取り組むこと

(1) マイナンバーカードに関するもの

- 特別定額給付金のオンライン申請の増加に伴う窓口混雑と処理遅延の速やかな解消のため、当座のシステム処理能力の改善、市区町村の窓口の拡充・平準化対策を早急に行う。その上で、今回の給付金はもとより、今後の各種施策のオンライン申請の際のマイナンバーカードの利用にも万全に対応できるよう、電子証明書関係システムの性能を大幅に増強する。
- マイナンバーカードに注目が集まる一方で、その内容が十分に周知されておらず、一部に混乱が生じている。電子証明書関係の手続や通知カード廃止に伴う誤解などを丁寧に説明し、国民目線に立った分かりやすいQ&A等をホームページ上で作成するなど徹底的な周知・広報に取り組む。
- 各種施策の迅速な給付のためには、マイナンバーカードの更なる普及が重要である。令和2年9月からのマイナポイント事業や令和3年3月の健康保険証との一体化に向けた医療機関等の環境整備を着実に実施する。
- このほか、特別定額給付金のオンライン申請においては、随時、マイナポータルUI（ユーザーインターフェイス）/UX（ユーザーエクスペリエンス）の改善を行っているところであるが、民間のオンラインサービスの優良事例も参考に更なる改善を行う。また、次に同様の給付を行うこととなった場合には、世帯員のマイナンバーカードでの代理申請の可否も含め方策を検討する。

(2) マイナンバーに関するもの

- 現行法でもマイナンバーを利用できる下記の事務での活用を徹底する。

雇用調整助成金

- 給付申請から2週間以内の給付を目指して事務フローの見直しを行うとともに、マイナンバーの活用や民間の給与会計クラウドサービスとのデータ連携等による申請手続きの抜本的な簡素化と迅速な給付の実現に向け、速やかにシステム整備等を行う。

緊急小口貸付

- 緊急に生活資金を必要とする国民の立場にたって、マイナンバーを活用した情報連携による添付書類の省略と即座の給付の実現に向け、速やかにシステム整備等を行う。

自立支援給付

- 訓練等給付金や自立支援医療費など自立支援給付金の実施事務においてマイナンバーの活用を徹底するとともに、自治体間での連携を強化し、適正な自立支援給付の徹底を行う。
- 緊急時等にマイナンバーを利用した迅速かつきめ細かな給付を実現するため、**議員立法（「緊急時給付迅速化法」（仮称））**の制定を目指す。これにより、特別定額給付金、被災者再建支援金、住居確保給付金のようなケースにおいても、マイナポータルを活用して国が即座に個人に給付することが可能とする。

[概要]

- 緊急時・災害時（自然災害、感染症、経済危機等）の給付に関する基本的事項を定める。
- 緊急時等の給付事務において、マイナンバーを利用できるようにする。
- 本人同意を前提に1人1つの給付金等の振込口座をマイナンバー付きでマイナポータルに登録・管理できるようにする（当該振込口座は、緊急時・災害時の給付のみならず、広く公金の振り込みに使えるものとし、マイナンバーを利用した情報連携等により、給付金等の事務を実施する者に提供される）。
- 今回市区町村において取得した特別定額給付金の振込口座や連絡先情報について、マイナンバーを利用して管理できるものとし、マイナポータルに本

人同意のもと提供できるようにする。

- 国税庁や日本年金機構などの既存のマイナンバー利用事務実施者がマイナンバー付きで管理している口座情報についても本人同意のもとマイナポータルに提供できるようにする。

2. 早期実現に向けて取り組むこと

(1) マイナンバーカードに関するもの

- マイナンバーカードを健康保険証のみならず、介護保険証、お薬手帳、母子健康手帳として活用することや、教員免許状、安全衛生免許などの各種免許や国家資格証明などの公的カードとして広く活用できるよう取り組む。
- カードに紐付けられた機能について、利用時にはカードの暗証番号を使わずともスマホで生体認証を活用して利用できる仕組みを検討する。

(2) マイナンバーに関するもの

- 緊急時・災害時の給付における預貯金口座管理をより効率化するとともに、マネーロンダリング対策やテロ資金対策の観点から、より適正な口座管理への国際的な要請がある。さらに、金融機関の破たんにより備えた口座の名寄せの実効性を高めることや、災害時や感染症事態など様々な緊急時やこれから多くの人が当事者となる相続時等において、国民と金融機関の双方がデジタル化のメリットを享受できる仕組みを早期に構築することが重要である。こうした観点から、マイナンバーの口座紐づけを義務化する法案について令和3年度の国会提出を目指すべき。
- **議員立法（「緊急時給付迅速化法」（仮称））**の附則において、国民生活の利便性向上と安心のために、預金保険機構の活用を含め、金融機関でのマイナンバーと預貯金口座との紐づけの実効性が担保される義務化の仕組みについて検討し、令和2年中に結論を得ることを明記する。

以 上